

# 別紙 1

## 平成 30 年度 介護支援専門員研修の受講要件、日程等

研修名	受講要件	開催時期（予定）	受講料	定員	申込書類	受講決定通知時期（予定）	提出課題	
<a href="#">専門研修課程Ⅰ</a>	原則として、現に介護支援専門員としての実務に従事している者で、 <u>実務就業後 6 ヶ月以上の者</u> （平成 30 年 4 月 1 日を基準日とする。） ※研修期間に実務に従事している方が対象となります。	1 組 平成 30 年 5 月 22 日～5 月 24 日 6 月 19 日～6 月 21 日 8 月 7 日～8 月 9 日 2 組 平成 30 年 6 月 5 日～6 月 7 日 7 月 17 日～7 月 19 日 8 月 28 日～8 月 30 日 （9 日間程度 56 時間以上） 申込者が少ない場合には、2 組の研修を開催しないことがあります。	20,900 円	130 名	受講申込書（申込様式 1）	平成 30 年 4 月下旬	別紙 3 を参照	
<a href="#">専門研修課程Ⅱ</a>	原則として、現に介護支援専門員としての実務に従事している者で、 <u>実務就業後 3 年以上の者</u> （平成 30 年 4 月 1 日を基準日とする。） ※研修期間に実務に従事している方が対象となります。	1 組 平成 30 年 10 月 9 日～10 月 11 日 11 月 26 日～11 月 28 日 2 組 平成 30 年 10 月 30 日～11 月 1 日 12 月 10 日～12 月 11 日 3 組 平成 30 年 11 月 20 日～11 月 22 日 1 月 16 日～1 月 17 日 （5 日間程度 32 時間以上） 申込者が少ない場合には、3 組の研修を開催しないことがあります。	16,900 円	100 名	受講申込書（申込様式 2）	平成 30 年 8 月上旬	別紙 3 を参照	
更新研修	<a href="#">専門研修課程Ⅰと同内容</a>	介護支援専門員証の有効期間がおおむね 1 年以内に満了する者であって、その有効期間中に介護支援専門員としての実務に従事している者または従事していた経験を有する者	専門研修課程Ⅰと同時開催	20,900 円	70 名	受講申込書（申込様式 3）	平成 30 年 4 月下旬	専門研修課程Ⅰと同様
	<a href="#">専門研修課程Ⅱと同内容</a>	同上	専門研修課程Ⅱと同時開催	16,900 円	350 名	受講申込書（申込様式 4）	平成 30 年 8 月上旬	専門研修課程Ⅱと同様

※1 介護支援専門員の実務とは、事業所において介護支援専門員として就労し、サービス計画の作成等を行うことです。

従って、認定調査のみを行っていた場合などは、介護支援専門員の実務経験とは認めません。

また、居宅介護支援事業所においては常勤専従の管理者を置くことになっていることから、当該管理者は実務経験ありと認められます。

※2 「介護支援専門員証」の有効期間が 1 年以上ある方は、『専門研修』の受講対象者となります。

※3 実務経験者として初めて介護支援専門員証の更新をする場合は、『更新研修（専門研修課程Ⅰと同内容）』と『更新研修（専門研修課程Ⅱと同内容）』の 2 つの研修を修了する必要があります。なお、介護支援専門員証の有効期間中に『専門研修課程Ⅰ』を修了している方は『更新研修（専門研修課程Ⅰと同内容）』、『専門研修課程Ⅱ』を修了している方は『更新研修（専門研修課程Ⅱと同内容）』を修了したとみなされます。

また、実務経験者として介護支援専門員証の更新が 2 回目以降の場合は、『更新研修（専門研修課程Ⅱと同内容）』研修（32 時間以上）を修了する必要があります。

研修名	受講要件	開催時期（予定）等	受講料	定員	申込みに係る提出書類	受講決定通知時期（予定）	提出課題
主任介護支援専門員研修	<p>専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱ（実務経験者に対する更新研修を含む。）を修了し、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員であり、居宅サービス計画等の提出により利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できていると認められる者のうち、以下の①～④のいずれかに該当する者（平成30年4月1日を基準日とする。）</p> <p>① 専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年（60ヶ月）以上である者（指定居宅介護支援事業所の管理者との兼務は期間として算定可）※1</p> <p>② ケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者又は認定ケアマネジャーであって、専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年（36ヶ月）以上である者（管理者との兼務は期間として算定可）※1</p> <p>③ 介護保険法施行規則140条の66第1号のイ(3)に規定する「主任介護支援専門員に準ずる者」として、現に地域包括支援センターに配置されている者であり、市町村長（受託している場合も含む。）</p> <p>④ 介護支援専門員としての実務に従事した期間（兼務の期間を含む）が通算して5年（60ヶ月）以上である者であって、次のいずれかの要件に該当する者  ア 兼務の内容が在宅介護支援センターにおける相談援助業務である者  イ 介護支援専門員研修又は介護支援専門員の資質向上を目的として全県もしくは高齢者福祉圏域等で実施する研修において講師の実績がある者</p>	<p>1組 平成30年9月10日～9月12日 10月2日～10月4日 11月6日～11月8日 12月4日～12月6日</p> <p>2組 平成30年9月26日～9月28日 10月24日～10月26日 11月14日～11月16日 12月17日～12月19日 (12日間程度70時間以上)</p> <p>申込者が定員を超える場合の優先順位</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センターに配置されている者</li> <li>・居宅介護支援事業所の管理者（予定者を含む。）</li> <li>・特定事業所加算の取得を予定している事業所の職員</li> </ul> <p>申込者が少ない場合には、2組の研修を開催しないことがあります。</p>	28,600円	150名	<p>◆ 全員が提出するもの</p> <p>① 受講申込書及び実務経験証明書（申込様式5）</p> <p>② 自分の担当している居宅・施設サービス計画書（1）～（3）または介護予防サービス・支援計画書1事例をコピーして3部（事前に利用者から事例の提出の同意を得たうえで、個人情報 は消したものをコピーする。）</p> <p>③ 平成18年度以降に実施された専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱ（実務経験者に対する更新研修を含む）の修了証明書の写し※2</p> <p>◆ 受講要件②に該当する者 ケアマネジメントリーダー養成研修の修了証明書の写し又は認定ケアマネジャー認定証の写し</p> <p>◆ 受講要件③に該当する者 任用（委託）している市町村長が推薦する書類（様式は任意）</p>	平成30年8月上旬	別紙3を参照

※1 主任介護支援専門員研修の受講要件の①、②において「専任」の介護支援専門員とは、「常勤」かつ「専従」の介護支援専門員のことを指さします。「常勤」とは、当該事業所において定められている常勤の従業員が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とします。）に達していることを言います。「専従」とは、業務時間帯を通じて当該業務以外の職務に従事しないことをいいます。この場合の業務時間帯とは、当該従業員における勤務時間をいいます。

※2 専門研修課程Ⅰの修了証明書については、平成15～17年度に実施された介護支援専門員現任研修基礎研修課程又は基礎研修課程Ⅰ若しくはⅡの写しでも可

研修名	受講要件	開催時期（予定）等	受講料	定員	申込みに係る提出書類	受講決定通知時期（予定）	提出課題
主任介護支援専門員更新研修	<p>主任介護支援専門員を更新する者で、</p> <p>①平成 26 年度までに主任介護支援専門員研修を修了している者（「<a href="#">主任介護支援専門員の更新について</a>」を参照のこと）</p> <p>②平成 30 年度主任介護支援専門員更新研修終了日(9 月 8 日または 9 月 21 日(予定))までに介護支援専門員証の有効期間が満了しない者</p> <p>上記①②の両方の要件を満たし、かつ次の 1～5 に掲げる要件のいずれかを満たす者（詳細については、「<a href="#">主任介護支援専門員の更新について</a>」を参照のこと）</p> <p>1 法定研修の企画担当者、研修講師、ファシリテーター又は実務研修実習指導者</p> <p>2 <a href="#">当財団ホームページにて公開中の法定外研修</a>を前年度(平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの期間)に 4 回以上（そのうち 1 回の研修には 90 分以上の演習が含まれていること）受講した者</p> <p>3 日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表の経験がある者</p> <p>4 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー</p> <p>5 介護支援専門員地域同行型研修においてアドバイザーを務めた者</p>	<p>1 組</p> <p>平成 30 年 6 月 11 日～6 月 12 日</p> <p>7 月 9 日～7 月 11 日</p> <p>9 月 4 日～9 月 6 日</p> <p>2 組</p> <p>平成 30 年 7 月 2 日～7 月 3 日</p> <p>7 月 31 日～8 月 2 日</p> <p>9 月 19 日～9 月 21 日</p> <p>(8 日間程度 46 時間以上)</p> <p>申込者が定員を超える場合、更新時期が迫っている者を優先します。</p> <p>申込者が少ない場合には、2 組の研修を開催しないことがあります。</p>	15,900 円	200 名	<p>◆ 全員が提出するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受講申込書（申込様式 6）</li> <li>主任介護支援専門員研修の修了証の写し</li> </ul> <p>◆ 受講要件 1 に該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研修企画、研修講師、ファシリテーター、実習指導者を行ったことがわかる講師依頼書、証明書等</li> </ul> <p>◆ 受講要件 2 に該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研修名・実施主体・受講対象者・研修内容のわかる研修要領等※1</li> <li>修了証明書または介護支援専門員協会研修手帳の写し</li> </ul> <p>◆ 受講要件 3 に該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学会抄録写し</li> </ul> <p>◆ 受講要件 4 に該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>認定ケアマネジャー認定証の写し</li> </ul> <p>◆ 受講要件 5 に該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研修修了書の写しを提出</li> </ul>	平成 30 年 5 月中旬	別紙 3 を参照

※1 当財団のホームページで公表中である『平成 30 年岩手県主任介護支援専門員更新研修の受講要件 2「法定外研修」一覧（平成 30 年 3 月 31 日現在）』の一覧表に掲載されている研修については提出不要。（申込書には、掲載番号を記入すること）

研修名	受講要件	開催時期（予定）等	受講料	定員	申込みに係る提出書類	受講決定通知時期（予定）	提出課題
更新研修（実務未経験者向け）	介護支援員証の有効期間内に介護支援専門員として実務に従事しなかった者で、更新しようとする者	平成 30 年 5 月 15 日～5 月 17 日 6 月 13 日～6 月 15 日 7 月 5 日～7 月 6 日 (8 日間程度 46 時間以上)	34,400 円	160 名	受講申込書（申込様式 7）	平成 30 年 4 月下旬	別紙 3 を参照
再研修	介護支援員証の有効期間内に更新研修及び更新手続きを行わなかった者	更新研修（実務未経験者向け）と同 時開催	34,400 円	20 名	受講申込書（申込様式 8）	平成 30 年 4 月下旬	

※1 介護支援専門員の実務とは、事業所において介護支援専門員として就労し、サービス計画の作成等を行うことです。

従って、認定調査のみを行っていた場合などは、介護支援専門員の実務経験とは認めません。

また、居宅介護支援事業所においては常勤専従の管理者を置くことになっていることから、当該管理者は実務経験ありと認められます。